

独立行政法人日本貿易保険の事務及び事業に関する経済産業省の見解等

項 目		独立行政法人日本貿易保険の事務及び事業に関する見解等
事務及び事業の在り方に関する視点 国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況	・本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。 外国貿易その他の対外取引において生ずる為替取引の制限その他通常の保険によって救済することができない危険を保険する制度を確立することによって、外国貿易その他の対外取引の健全な発展を図ることを目的としている。
		・当該目的が既に達成されているのではないか（達成されている場合、事務・事業の縮小、廃止等の見直しが必要な状況が生じていないか。） 上記目的を勘案すると、対外取引において外国為替取引の制限又は禁止・外国における戦争、革命又は内乱等のリスクが存在しないような世界情勢になればそもそも政策目的は必要なくなると考える。また、我が国輸出者が、こうしたリスクの高い国へ輸出しない状況になれば貿易保険の意義はなくなると考える。しかしながら、現状においてはこうした状況にはないため、引き続き対外取引の健全な発展を図るという当初の目的を遂行していくことが必要であると考え。
		・本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか。 独立行政法人日本貿易保険（以下、NEXIという。）は、対外取引におけるリスクに対するコントロール手段としてサービスを提供しているものであり、上記に述べたとおり当該サービスによってリスクがなくなるわけではない。このため、NEXIが当初の目的を達成するためには、継続的に事業を行う必要がある。
		・当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。 上記のような状況に加え、地域的国際紛争の増加やSARS等新たな天災によるリスクをはじめとして、世界経済のグローバル化の進展とともに新たなカントリーリスクが急増しつつあり、対外取引リスクの軽減手段としての貿易保険の役割は、従来以上に増加しているところ、その必要性（有効性）は益々高まっていると考えている。
		・ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。 現時点では、貿易保険に代替する手法は存在しないと考えている。
	社会経済情勢の変化の状況	・本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）、どのように変化しているか。 NEXI設立以降、SARS等の天災やCO2取引をはじめとした新たなビジネス形態など、対外取引を取り巻くリスクが益々多様化しつつあるところ、独立行政法人化によって、こうした新たなリスクに対して迅速に対応することが可能となっていると考える。
		国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地の関係
	・本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。 上記で述べたように、我が国企業の対外取引リスクを回避する手段がなくなり、健全な対外取引が行われないおそれが生じるものと考えられる。	

独立行政法人日本貿易保険の事務及び事業に関する経済産業省の見解等

項 目		独立行政法人日本貿易保険の事務及び事業に関する見解等	
	状況 利用者 顧客 受益者等のニーズ 実態上の範囲等の	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。 	貿易保険事業は、戦争、外貨送金停止等、保険数理上の計算が困難な事象を保険対象とし、かつ、保険金支払が集中かつ巨額に及ぶという特徴を有することから、民間ビジネスとして行うにはそもそも困難或いは保険料高騰等により、利用者の利便性を欠く恐れがある。
		<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。 	利用者、顧客、受益者はリスク回避というベネフィットを受ける本邦輸出者等である。なお、間接的には、貿易保険の付保によって、対内投資や資金環流といったベネフィットを受ける取引相手国等も受益者となり、対外取引の円滑化を促進することとなる。
		<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。 	お客様アンケートの結果及び、評価委員会での議論を通じて顧客のニーズを常に聴取しつつ定期的に制度改善を行っており、顧客からの評価も高いと認識している。
		<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。 	利用者は、銀行、商社、メーカー、プラント会社をはじめとした対外取引を行うあらゆる業種から構成されている。
		<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。 	何ら問題は生じていない。なお、貿易保険法第23条第2項において、特定の者のみを過度に優遇する引受条件は禁止されており、これに該当する場合、経済産業大臣は是正命令を発することができることとされている。
より行う必要性	制度的独占の必要性(制度的独占により行われている事務・事業についてのみ記入)	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。 本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 	<p>NEXIは、貿易保険事業を独占的に行うことによって、いわゆる”Good Risk”と”Bad Risk”を包含することが可能となり、保険事業として収入と支出をバランスさせた収支相償を原則とした運営を実施することができる。このことは、NEXIが運営費交付金を受領しない唯一の独立行政法人として、政府から資金的に独立した事業運営を可能とすることを意味する。</p> <p>民間主体と競争的に事業を実施することとなった場合、民間の参入先は、比較的安全な分野のみを対象とした保険の引受を低料金で行うことが想定される。その結果、民間が対象とし難い比較的风险が高い一方日本の対外ビジネス上重要な分野の保険料は高騰せざるを得ず(クリームスキミング)、トータルとして我が国企業の輸出競争力に悪影響を与えることになってしまう結果となり兼ねない。</p>

独立行政法人日本貿易保険の事務及び事業に関する経済産業省の見解等

項 目		独立行政法人日本貿易保険の事務及び事業に関する見解等	
		<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。 	
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	係 現行の実施主体の設立目的 ほかの事務及び事業との関	<ul style="list-style-type: none"> ・本独立行政法人の設立目的は何か。 	<p>対外取引において生ずる通常の保険によって、救済することのできない危険を保険する事業を効率的かつ効果的にを行うことを目的とする。(貿易保険法：日本貿易保険の目的)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。 	<p>上記目的を遂行するため、貿易保険法に基づき様々な種類の保険について、NEXIが設立目的に則った形で制度を運用することとなっている。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。 	<p>保険種ごとに約款が規定されている関係で、約款の一体化は不可能であるが、事務に関しては共通部分も多いため、効率化の観点から一体的に行っており、効果を上げているものと承知している。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。 	<p>事務に関しては、引受等を一体的に効率よく行っているため、仮に一体的に行わないとすると、非効率になると考えられる。</p>
	状況 現行の実施主体の財務	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降(それ以前と比較しても可)どのように変化しているか。 	<p>貿易保険は、独立行政法人化以前も収支をバランスさせた独立採算を原則としている。NEXI設立以降の2年間の決算状況をみると財務状況は健全であると考えられるので、本原則は独立行政法人設立以降も遵守されているものと考えられる。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。 	<p>収入としては保険料収入と回収金、支出については支払保険金が主であるが、これまでのところ収入と支出のバランスは取れており、財務状況は健全であるものと考えられる。</p>

独立行政法人日本貿易保険の事務及び事業に関する経済産業省の見解等

項 目		独立行政法人日本貿易保険の事務及び事業に関する見解等
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。 	<p>2年間の実績値としては、両年とも行政サービス実施コストはマイナスであることから、行政コストは一切かかっておらず、効率的な事業運営を行っているものと承知している。</p> <p>なお、上記でも述べたとおり収支相償の原則及び運営費交付金を交付されていない法人であり、今後とも行政サービス実施コストの大幅な上昇は見込めないものと考えられる。</p>
関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	<ul style="list-style-type: none"> ・国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。 	<p>補完関係にある。</p> <p>国が通商政策上の観点から、貿易保険の制度、政策の企画立案を行い、実施機関である独立行政法人日本貿易保険が質の高いサービスの迅速な提供及び効率的ニーズ変化に対応した業務運営を行っており、究極的な「確実な安心の提供」を今後とも行っていくものと承知している。</p> <p>なお、民でできることは民で行うという観点から、2003年4月より、業務運営の効率化を図りつつ、利用者に対して提供するサービスを拡大することを目指し、貿易保険の引受けに係る事務の一部を民間損害保険会社に対する業務委託を開始したところ。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。 	<p>国とNEXIとの関係については変化していない（NEXI設立以前は国がすべての業務を実施）。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の分担関係には、どのような効果があるか。 	<p>国が実施を含めて全てを行っていた時代に比べ、独立行政法人化以降は迅速かつ効率的な事業運営が実施されているものと考えている。</p>

独立行政法人日本貿易保険の事務及び事業に関する経済産業省の見解等

項 目		独立行政法人日本貿易保険の事務及び事業に関する見解等
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。 	<p>最も極端なケースとして、再保険制度を含めて国の役割を廃止し、N E X I が企画立案含めて全ての貿易保険政策を担う場合の問題点は以下のとおり。</p> <p>財政力の問題 現在の再保険スキームは、資金的な裏付けではなく、国の無限の信用力を担保としたゼロコストの信用補完をベースとした事業運営であり、コスト・ベネフィットの観点から非常に優れたものとなっている。一方、貿易保険事業をN E X I 単体で実施する場合は、その信用の裏付けに見合った資本力が必要となり、一般会計から多大な追加出資を必要とするものと考えられる。</p> <p>通商政策ツールとしての活用 貿易保険を我が国通商政策の実現のためのツール（例えば、通貨危機後のタイに対して実施した特別引受枠の設定等）として活用するためには、貿易保険政策に対する国の一定の関与は必要であると考えられる。 一方、再保険による信用補完システムがなければ、全てがN E X I 単体のリスク判断を優先せざるを得ないという事態になりかねず、貿易保険を通商政策ツールとして活用することは困難となるおそれがある。</p> <p>債権回収 債権回収に当たっては、非常事故についてはパリクラブにおける政府間での交渉が太宗を占める。したがって、貿易保険事業の円滑な運用のためには国の一定の関与が必要であると考えられる。</p>
現行の実施主体の組織形態と関係	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。 	<p>上述したとおり、現在の独立行政法人という組織形態は、国と民間の長所（信用は国並み、サービスは民間並み）をそれぞれ活かしたものとなっており、政策目的を実現していく上で最も効率的な形態であると考えている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。 	<p>貿易保険事業は、現時点では、ノウハウ面でN E X I に勝る組織は存在しないと考えられるため、その他の主体に委ねることは適切ではないと考えられる。</p>
事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。 	<p>効率化に関しては、例えば業務比率においては中期目標に設定された値を大きく下回るなど期待以上の結果が出ている。また、質の向上に関しては、お客様アンケート結果に見られるように、満足を得られる回答を得ている。</p>

独立行政法人日本貿易保険の事務及び事業に関する経済産業省の見解等

項 目		独立行政法人日本貿易保険の事務及び事業に関する見解等
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。 	顧客のニーズに素早く対応するなど、トップマネジメントによる迅速な意志決定メカニズムが発揮されているものと承知している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。 	今までの2年間の結果から、今後とも顧客ニーズの吸収および業務の運営の効率化を行うこと等が期待できる。
効率化 質の向上等に 係る指標等の 動向	<ul style="list-style-type: none"> ・本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。 	業務費率、人件費率が設定されている。 なお、質の向上については、具体的数値の指標化は困難であり、したがって、顧客ニーズの要望等を勘案して実行可能性を追求している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。 	設定されている目標数値については、経済情勢等に左右される外的要因はあるものの、概ね当初の目標をクリアしている又は近い数値になっている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。 	設立二年目に経常収支が黒字化（最終損益ベースでは2年連続黒字）するなど、財務状況は良好。また、業務比率も中期目標基準を大きく下回るなど相当のコスト抑制効果が見られる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。 	収入（保険料、回収金）と支出（保険金、業務費）のバランスを取って収支相償が可能となるように保険料率を設定するという大原則があり、引受リスク管理を適切に行うことや業務比率を一定に抑えること等を通じて、コストを適切に管理しているものと承知している。

独立行政法人日本貿易保険の事務及び事業に関する経済産業省の見解等

項 目		独立行政法人日本貿易保険の事務及び事業に関する見解等
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。 	<p>業務比率については、NEXIの実績は2001年度、2002年度それぞれ11.1%、12.4%であるのに対して、海外の貿易保険機関では、(1999年の数値であるため単純には比較することはできないが、)例えばCOFACE(フランス)は約24%、ECGD(英国)は約23%、HERMES(ドイツ)は約18%であることから、良好であるものと考えられる。</p>
能 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。 	なし。
受 益 者 負 担 の 在 り 方	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。 	該当せず(保険料徴収)
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。 	上記のとおり本設問には該当せず
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。 	リスクに応じた保険料を徴収しているため、当該対価の水準は適当であると考えている。

独立行政法人日本貿易保険の事務及び事業に関する経済産業省の見解等

項 目		独立行政法人日本貿易保険の事務及び事業に関する見解等
		<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。 <p>必要に応じ保険料の見直しを行っているものと承知している。</p>
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業についての過去の見直し（独立行政法人による自主の見直しを含む。）の経緯はどのようになっているのか。 <p>NEXIにおいては、引受リスク範囲を拡大し、顧客ニーズに積極的に応えたとの観点から、設立以降定期的に保険のてん補率の拡大を実施してきている。例えば、2002年10月、2003年4月と立て続けに、全ての保険種のソブリン（政府）向け案件に対しては、信用危険のてん補率を100%とするなどの措置を実施している。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・各見直しのねらいはどのようになり、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。 <p>NEXIが引受リスクの拡大することによって、顧客企業のリスクエクスポージャーが極小化され、このことは財務状況の改善を意味するとともに、ひいては対外取引の拡大に寄与するものであると考える。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。 <p>従前からの顧客からのニーズに応じて実施した措置であり、効果が低下しているという事実はない。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。 <p>NEXIお客様アンケート結果及び業界からの要望等をふまえて、一部見直しを実施。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。 <p>（同上）</p>